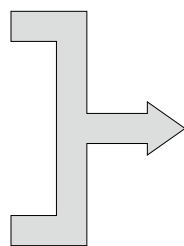


身体障がい者
手帳療育手帳
(知的障がい者)精神障がい者
保健福祉手帳

所持している方は、法律によって、障がい福祉サービスや援助を受けることができます。

(1) 身体障がい者手帳

ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医師の診断書 ⇒指定医師については障がい福祉課または担当窓口にお問い合わせください。 ●顔写真2枚(縦4cm×横3cm) ⇒<u>サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限り</u>ます。 ●印鑑 ●個人番号カードまたは通知カード
障がいの程度が変わったとき 違う障がい加わったとき 再認定	<ul style="list-style-type: none"> ●指定医師の診断書 ●顔写真1枚 ●手帳 ●印鑑
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚 ●印鑑 ●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑 ●顔写真1枚
住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。※手帳の交付決定は申請してから約2か月から2か月半かかります。

(2) 療育手帳

ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・1ページ記載の出張所障がい福祉担当係
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ⇒<u>サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限り</u>ます。 ●印鑑
住所・氏名・保護者が 変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> ●顔写真1枚 ●印鑑 ●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき 再判定	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳 ●印鑑 ●顔写真1枚
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

※新規申請の場合、後日手帳交付のための判定を受けていただくことになります。

判定所……18歳以上 新潟市知的障がい者更生相談所 電話 025-230-7789
18歳未満 新潟市児童相談所 電話 025-230-7777

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・1ページ記載の地域保健福祉センター
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき		
精神障がいによる『障がい年金』 または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』 を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』 を受給している人
〈必要書類等〉 ①個人番号カード又は通知カード ②障がい者手帳申請書 ③診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ④顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⑤印鑑	〈必要書類等〉 ①個人番号カード又は通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④障がい年金証書の写し、または、直近の年金振込通知書の写し、または、直近の年金支払通知書の写し ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⑥印鑑	〈必要書類等〉 ①個人番号カード又は通知カード ②障がい者手帳申請書 ③同意書 ④特別障がい給付金受給資格者証（特別障がい給付金支給決定通知書）の写し、または国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ⑥印鑑
更新申請のとき（受付は、有効期限の3カ月前から）		
精神障がいによる『障がい年金』 または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』 を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』 を受給している人
〈必要書類等〉 ①精神障がい者保健福祉手帳 ②障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ③診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診療をしている主治医が記入したもの ④顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要 ⑤印鑑	※精神障がいを支給事由とする年金等の給付を現に受けていることが確認されたときは、交付される手帳の等級は、当該年金等の等級と同一になります。 〈必要書類等〉 ①精神障がい者保健福祉手帳 ②障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ③障がい年金証書の写し、または、直近の年金振込通知書の写し、または、直近の年金支払通知書の写し ④同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要 ⑥印鑑	※精神障がいを支給事由とする年金等の給付を現に受けていることが確認されたときは、交付される手帳の等級は、当該年金等の等級と同一になります。 〈必要書類等〉 ①精神障がい者保健福祉手帳 ②障がい者手帳申請書 有効期限の3か月前に郵送します ③特別障がい給付金受給資格者証（特別障がい給付金支給決定通知書）の写し、または国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し ④同意書 有効期限の3か月前に郵送します ⑤顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ※新潟市交付の手帳をお持ちで、既に写真が貼付されている場合は不要 ⑥印鑑

手帳をなくしたとき	●印鑑	●顔写真1枚	●本人確認ができるもの
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	●手帳	●印鑑	●顔写真1枚
住所・氏名が変わったとき	●手帳	●印鑑	
本人が亡くなったとき	●手帳	●印鑑	

※窓口にて申請（届出）書を記入していただきます。

※顔写真は、サングラス不可脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りです。

※申請から手帳の交付の可否の決定までは、約1か月半から2か月かかります。

※精神障がいを理由として障がい年金等を受給している人で障がい年金証書、特別障がい給付金受給資格者証などの写しを添付して申請した場合は、障がい年金などの等級が、手帳の等級となります。

※手帳の受け取りに郵送を希望する場合は、手続時に310円分の切手（簡易書留料）が必要です。

※②、③などの書類は、各区役所健康福祉課障がい福祉係、1ページ記載の地域保健福祉センターにあります。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。133ページ参照。

※手帳を診断書で申請される方で、自立支援医療（精神通院医療）の新規、再認定の申請を同時に行う場合、手帳用の診断書で、自立支援医療（精神通院医療）の診断書を兼ねることができます。

※手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請の受付をします。

※手帳を診断書で申請する場合は初診から6か月以上経過している方が対象です。

※印鑑は、本人と手続に来られる方のものをお持ちください。